

リスク管理ガイドライン

2021年9月30日

一般社団法人 日本デフバレーボール協会

(目的と具体的な狙い) 第1章

1、目的 当協会にとっての危機的状況を予測・防止し、被害を極小化するため、平時から、不祥事、事故、天災といった有事の対応方法について計画し事前準備を行う。

2、具体的な狙い

- (1) 役職員が危機管理の重要性を理解する
- (2) 有事の際、混乱なく迅速かつ適切な対応が期待できる

(対象となるリスク事象) 第2章

1、内在的要因による事象

- (1) スポーツのインテグリティを毀損する事象
 - ① 体罰・暴力
 - ② ハラスメント
 - ③ ドーピング
 - ④ 八百長
 - ⑤ その他スポーツのインテグリティを毀損する事態
- (2) 個人情報流出
- (3) その他当協会の経営及び運営上のリスク事象

2、外在的要因による事象

- (1) 自然災害
- (2) 事故
- (3) ウィルス等の感染症

3、犯罪行為

(リスク管理の体制とアクションリスト) 第3章

1、内在的要因による事象

(1) リスク事象の認識

ポイント：リスク事象に関する情報の受け入れ窓口には様々なケースが想定される。
ポイントとしては、情報を受けた者は、情報は分散させず、理事長、副理事長に報告する。

(2) 情報集約

ポイント：この段階では、理事長、副理事長以外には報告を行わない。

(3) 暫定的対応

- 暫定的対応は、理事内で決定し、理事長長が発する。

ポイント：暫定的対応を可及的速やかに行う必要がある。

(4) 事実確認・調査

ポイント：事実確認・調査は、機動的に行い、可能な限り早急に対応策をまとめる後に策定する再発防止策のために、原因解明を必ず行う。

当協会による調査では公平性が損なわれる可能性がある場合には、第三者委員会に外部委託する。

(5) 情報管理

ポイント：事実調査を行っている間にメディア等から取材が来る可能性がある。当協会として、コンシステントな情報発信を行うために情報発信源を一つとすることが重要。

(6) コンプライアンス関連事案に関する処分

ポイント：理事等役員が処分される場合には、理事会を経る必要があるが、それ以外は、担当理事と顧問弁護士の助言を受け理事長が行う。

(7) 統括団体に対する報告

ポイント：マスメディアが報道する前に報告を終えておくことが望ましい。完全な報告書ができていればよいが、そうでない場合でも、第一報として簡単な報告書を作成する。

(8) 被害者救済

ポイント：特に、加害者と接触の可能性がある場合（チーム内、練習環境等）、加害者の処分からの復帰後も見据えて考える必要がある。

(9) 再発防止策の策定

ポイント：再発防止策は、広く、多角的観点から策定する。本人に対する指導は、処分直後と、処分が終了した時点の2回行うこと。

(10) 再発防止策

ポイント：実施担当者を決めて、継続的に行う。必要に応じて、毎年行うことも考える。

(11) 全体的な振り返り

ポイント：内部規定の変更等は躊躇せず機動的に行う。

2、犯罪行為

(1) リスク事象の認識

ポイント：理事長、副理事長に報告する。

(2) 捜査機関への協力

ポイント：捜査機関が早期に捜査を行い適正な処罰ができるよう協力する。

(3) 事実確認

ポイント：捜査機関の捜査活動を妨害しない範囲で、必要な事実確認を行う。

(4) 情報管理

ポイント：事実調査を行っている間にメディア等から取材が来る可能性がある。当協会として一貫した情報発信を行うために情報発信源を一つ とすることが重要。

(5) 処分

ポイント：理事会決裁で理事長が行う。

(6) 統括団体に対する報告

ポイント：完全な報告書ができていればよいが、そうでない場合でも、第一報として簡単な報告書を作成する。

(7) 被害者救済

ポイント：加害者と接触の可能性がある場合（チーム内、練習環境等）、加害者の処分からの復帰後も見据えて考える必要がある。

(8) 再発防止策の策定

ポイント：再発防止策は、広く、多角的観点から策定する。

(9) 再発防止策の実施

ポイント：実施担当者を決めて、継続的に行う。

(10) 全体的な振り返り

ポイント：内部規定の変更等は躊躇せず機動的に行う。

3、公表基準等に関するガイドライン

全日本ろうあ連盟、日本パラスポーツ協会と協議のうえ公表内容を決定する。

(各規程類との連携) 第4章

- ・ コンプライアンス管理規定・懲罰に関する規程
- ・ 日本代表選手の行動規範
- ・ 役員等の行動規範
- ・ 選手等の不服申立規程
- ・ ドーピング防止規程